

大和市告示第71号

大和市ブロック塀等撤去費及び改善費補助金交付要綱等の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成31年3月28日

大和市長 大 木 哲

大和市ブロック塀等撤去費及び改善費補助金交付要綱等の一部を改正する要綱

(大和市ブロック塀等撤去費及び改善費補助金交付要綱の一部改正)

第1条 大和市ブロック塀等撤去費及び改善費補助金交付要綱（平成30年大和市告示第164号）の一部を次のように改正する。

第5条中「次に掲げる事項に」を「次の各号のいずれにも」に改める。

第6条中「平成31年3月31日までに」を削る。

第8条中「撤去を行う前」を「前条の規定による通知を受けた後」に、「平成32年3月31日」を「平成33年3月31日」に改める。

附則第2項中「平成32年3月31日に」を「平成33年3月31日（以下「失効日」という。）」に改め、ただし書を削る。

附則に次の2項を加える。

(経過措置)

3 失効日までに行われた第6条の規定による申請に係る第7条の規定による調査の実施等については、同日後もなおその効力を有する。

4 失効日までに行われた第8条の規定による申請に係る第9条から第16条までの規定による手続等については、同日後もなおその効力を有する。

(大和市ブロック塀等撤去費補助金交付要綱の一部を改正する要綱の一部改正)

第2条 大和市ブロック塀等撤去費補助金交付要綱の一部を改正する要綱（平成30年大和市告示第236号）の一部を次のように改正する。

附則第2項及び第3項中「平成32年3月31日」を「平成33年3月31日」に改める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。